Actus Newsletter(資産税) 成年年齢引き下げによる資産税への影響



民法改正により令和 4 年 4 月 1 日以後、成年年齢が現行の 20 歳から 18 歳に引き下げられます。ここでは成年年齢引き下げが資産税に及ぼす影響についてご紹介します。

■ 民法関係

• 贈与契約

贈与は民法において「当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定められています。つまり、贈与は無償で財産をあげるという一つの契約ですので、「贈与者(あげる側)」と「受贈者(もらう側)」の合意が必要となります。これまでは 20 歳未満の受贈者が贈与を受ける場合には、受贈者の親権者が同意をするか、受贈者の親権者が代理人となり契約する必要がありましたが、改正後は 18歳以上であれば受贈者本人が当事者となり契約することが可能になります。

令和4年4月1日以後は、贈与契約の日において18歳以上であれば受贈者本人が契約することができます。

遺産分割協議

亡くなった人に遺言書が無い場合、相続人全員の協議により遺産を分割します。この協議による分割が成立するためには相続人全員の合意が必要となります。民法の規定では未成年者は法律行為ができないことになっているため、法律行為となる遺産分割協議についても、相続人の中に未成年がいる場合にはその未成年者は協議に参加することはできません。その場合には未成年者の親権者(その親権者もその相続に関わる場合には家庭裁判所に申し立てた特別代理人)が未成年者に代わり分割協議に参加することになります。

令和4年4月1日以後は、分割協議の日において18歳以上であれば分割協議に参加することができます。

■ 贈与税関係

次の贈与税に関する制度に関しては、<mark>令和4年4月1日以後の贈与</mark>について、受贈者(贈与を受ける側)の要件が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

制度	内容	受贈者の年齢の判定時期
贈与税の特例税率	直系尊属(祖父母や父母など)から 18 歳以上の子や孫などへの贈与をした場合に通常よりも低い税率で贈与税を計算することができます。	贈与を受けた年の1月1日 において18歳以上
相続時精算課税	60歳以上の直系尊属から 18歳以上の子又は孫に対し財産を贈与した場合において選択できる制度で、同一の贈与者から 2,500万円までの贈与には贈与税がかからず 2,500万円を超えた場合にも超えた部分について一律 20%という低い贈与税率で贈与することができます。	贈与を受けた年の 1 月 1 日 において 18 歳以上
住宅取得等資金の 贈与税の非課税	直系尊属から 18 歳以上の子や孫などへの住宅取得資金の贈与をした場合、一定の要件を満たすときは非課税限度額まで贈与税が非課税となります。	贈与を受けた年の1月1日 において18歳以上
結婚子育て資金の 一括贈与の非課税	直系尊属から 18 歳以上 50 歳未満の子や孫などに結婚や子育 てに充てるための資金を一括して贈与をした場合、一定の要件を 満たすときは非課税限度額まで贈与税が非課税となります。	贈与があった日において 18歳以上50歳未満
事業承継税制	18歳以上の後継者が円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した場合において一定の要件のもと、贈与税が猶予または免除されます。	贈与があった日において 18 歳以上

■ 相続税関係

相続税の計算において相続人の中に未成年者がいる場合には一定額が相続税から控除されます(未成年者控除)。 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始した相続に関しては、相続開始時において 18 歳未満である相続人について適用されることになります。改正後は控除が受けられる場合でも現行制度に比べ控除額が 20 万円少なくなります。

相続開始日	控除額
令和 4 年 3 月 31 日以前	(20歳一相続開始時の未成年者の年齢※)×10万円
令和 4 年 4 月 1 日以後	(18歳一相続開始時の未成年者の年齢※)×10万円

相
 続
 の
 ことなら
 アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。 年間 100 件以上の申告実績がある アクタスが丁寧に対応します。

税務調查 1% 未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、書面添付制度の導入により税 務調査の対策を随時おこなってい

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ に対応し、税金の不安をいち早く 解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での 評価と相続税を計算し、現状を分 析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよう自筆証書遺言や公正証書遺言の 作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A まで含め、様々なパターンによる 事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活 用した節税、保険加入や不動産の 提案など様々な節税対策を支援し ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却 を支援します。

譲渡所得/不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、 担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は 無いです!



ア ク タ ス 税 理 士 法 人アクタスマネジメントサービス(株)

[URL] https://www.actus.co.jp [MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂事務所】東京都港区赤坂 4-2-6 住友不動産新赤坂ビル 2F 【立川事務所】東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第 3 ビル 5F 【大阪事務所】大阪市西区江戸堀 1-9-1 肥後橋センタービル 7F

【長野事務所】長野県飯田市松尾上溝 2700-1 MATOI ビル 2F

TEL: 03-3224-8888 FAX: 03-5575-3331
TEL: 042-548-8001 FAX: 042-548-8002
TEL: 06-6449-8682 FAX: 06-6449-8683
TEL: 0265-59-8070 FAX: 0265-59-8077